

第 1 2 8 号議案

財産の取得（追認）

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 6 1 号）第 3 条の規定により、本来、議会の議決を経て財産を取得すべきところ、これを経ずに次のとおり財産を取得していたため、議会の追認を求める。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 学習指導用 |
| 2 | 品名及び数量 | 教師用指導書 6 6 種類 9 6 3 点 |
| 3 | 取得金額 | 2 2, 7 2 5, 7 8 0 円 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 契約の相手方 | 新城市字町並 7 0 番地
株式会社アイシンドウ
代表取締役 今 泉 雅 司 |

理 由

この案を提出するのは、学習指導に必要な書籍を取得するに当たり、取得を有効とする議会の追認を得るため必要があるからである。